30道協議会事務連絡

平成31年１月16日

　北海道日本型直接支払推進協議会

　会員市町村担当者　様

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局長　三沢　裕二

事業計画の終期を迎える活動組織等における留意事項等について

本協議会の運営につきましては、日頃から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、多面的機能支払に取組む活動組織及び広域活動組織の活動終了年度については、多面的機能発揮促進事業に関する計画の３（活動計画書Ｉの１）に定められているところですが、この活動終了年度を迎える活動組織等における留意事項等について改めてご案内いたします。

　つきましては、内容をご確認頂きますとともに、関係活動組織等へのご指導を賜りますようお願いいたします。

記

１．地域資源保全管理構想の策定

実施要綱別紙１の第４の２に基づき、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定し、市町村へ提出してください。市町村において認定等の承認行為は必要ありませんが、道協議会へ写しを提出します。

構想策定の際は、別紙１「地域資源保全管理構想の策定マニュアル」を確認のうえ、別紙２「別記１－４様式」を次の策定年度までに策定してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動終了年度 | 策定年度 |
| 平成30～31年度 | 平成30年度末までに策定 |
| 平成32～34年度 | それぞれ活動終了年度までに策定 |

　※　平成31年4月に実施要綱・要領が改正されることから、次のとおり扱うこととしましたのでご留意ください。

　　・平成31年度が活動終了年度の活動組織等は、改正に伴い提出年度の扱いに混乱が生じる可能

性があるため上表に記載のとおり策定してください。

・平成32年度以降に活動終了年度を迎える活動組織等は、改正後の扱いが不明であることから

マニュアル４頁に示す策定年度を上表のとおり変更します。

　※　この扱いは、実施要綱・要領の改正に伴い変更が生じる可能性もありますが、変更する際は、改めて案内します。

　２．事業費の清算

実施要領第１の11及び第２の12に基づき、事業計画に定める活動終了年度末に残額が生じた活動組織等は、当該残額を市町村長に返還することとされています。

ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、本交付金の取組を継続する活動組織等については、新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間（概ね４月～６月の間）の活動資金を確保することを目的に、活動終了年度の交付額の３割程度を上回らない範囲で持越して使用することができます。

平成30年度に活動終了年度を迎える活動組織において、現時点で３割を超えることが見込まれる活動組織にあっては、速やかに下記事務局までご相談ください。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

水土里ネット北海道 技術部地域支援課　田村、佐藤

TEL 011-206-6209　FAX 011-200-5352

E-mail sato-hideya@htochiren.jp